

日高市内認可保育施設の災害時等における臨時休園等のガイドライン

令和3年10月策定

1 趣旨

台風、集中豪雨、地震等の自然災害発生により、人的・物的被害が生じるおそれが高まった場合には、児童、保護者及び保育従事者等の生命と安全を最優先に保育施設の運営を行う必要があることから、市内の認可保育施設における臨時休園等の対応についてガイドラインを策定する。

2 対象

市内認可保育施設（保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業所）

3 臨時休園等の基準・対応

災害時における臨時休園の基準及び対応について、下記のとおり定める。ただし、各施設における個別の事情を考慮して独自の対応が必要と考えられる場合には、事前に市と協議の上、別途措置することとする。

(1) 風水害等に伴う臨時休園の基準・対応

警戒レベルに応じて、次のとおり対応する。

	開園時間中	開園前
警戒レベル3 (高齢者等避難)	・ 必要に応じて、児童を避難させる。 ・ 保護者に対してお迎えを要請（ただし、保護者のお迎えや児童の引渡しに危険があるときは、安全な状況が確保されてからの対応とする。） ・ 全ての児童の引渡しが終了した後は、閉園	登園自粛要請 又は臨時休園
警戒レベル4 (避難指示)		臨時休園
警戒レベル5 (緊急安全確保)		臨時休園

(2) 地震に伴う臨時休園の基準・対応

地震の震度に応じて、次のとおり対応する。

	開園時間中	開園前
「震度5弱」以上の地震	・ 必要に応じて、児童を避難させる。 ・ 保護者に対してお迎えを要請（ただし、保護者のお迎えや児童の引渡しに危険があるときは、安全な状況が確保されてからの対応とする。） ・ 全ての児童の引渡しが終了した後は、閉園	臨時休園

4 再開の基準・対応

避難情報の解除後又は災害の発生後に、次の事項等を確認しながら安全に配慮し、安全に保育が可能と判断された場合は保育を再開する。

- ・ 施設の安全の確保
- ・ 施設周辺の安全の確保
- ・ ライフラインの状況（電気、水道、ガス、通信、交通等）
- ・ 給食の提供（一時的に弁当持参等の対応を検討）
- ・ 職員体制の確保

5 代替保育

医療体制や社会基盤の維持、災害対策・復旧に関する業務に従事する保護者の児童に対しては、児童、保護者及び保育従事者等の安全に留意した上で、安全に保育を実施することが可能であると判断される場合、事前に市と協議の上、別途措置することとする。

6 保護者への事前周知

本ガイドラインによる臨時休園及び再開の基準・対応については、市ホームページに公表するとともに、保育施設においても入園説明会等で保護者に事前周知を図るものとする。